

## 木津川市放課後児童クラブ条例の一部改正（案）について

### こども未来部こども未来課

共働き世帯等の増加により放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、人材確保の困難や運営負担の増大などの課題が顕在化しています。限られた行政資源の中で安定的かつ質の高い保育運営を継続するため、民間事業者の創意工夫や専門的ノウハウを活用することで、多様な活動の展開や柔軟な人員配置を可能とし、児童にとって魅力ある居場所づくりを推進するため、指定管理者による管理運営が可能となるよう本条例の一部改正を行うものです。

#### 提案事項の概要

##### 1 条例改正の概要

「公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」との定めにより、指定管理者による管理運営について条文を追加するもの。

（根拠法令：地方自治法第244条の2第3項）

##### 2 追加条文の概要

###### (1) 指定管理者による管理

市長は、児童クラブの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に児童クラブの管理を行わせることができる。

###### (2) 指定管理者が行う業務

- ・ 育成事業に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務
- ・ 児童クラブの入所の承諾その他運営に関する業務
- ・ 使用料の収納又は利用料金の収受に関する業務
- ・ その他、市長が必要と認める業務

###### (3) 利用料金

- ・ 市長は、児童クラブの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる。
- ・ 利用料金の額は、市が定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- ・ 市長は、指定管理者が定める利用料金の承認を行ったときは、速やかにこれを告示するものとする。

(4) 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、条例及び条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に児童クラブの管理を行わなければならない。

(5) 準用規定

現行条例第4条から第9条までの規定について、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。